

令和7年度

第2回 阿賀野市入札監視委員会

令和8年3月17日（火）

阿賀野市総務部管財課

令和7年度 第2回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

- 1 日 時 令和8年3月17日（火） 午後2時00分～午後3時10分
- 2 場 所 阿賀野市役所 1階 第1多目的ホール
- 3 委 員
佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、一宮三郎、南場俊英
- 4 傍聴者 1名（(株)建設速報社）
- 5 議題
 - (1) 委員長、委員長代理の選出
 - ・委員長 : 佐伯竜彦
 - ・委員長代理 : 磯部亘
 - (2) 期間内の発注状況等報告
 - ・期間内の工事総括について（対象期間：令和7年8月～令和8年1月）
 - ・発注方式別工事等について（対象期間：令和7年8月～令和8年1月）
 - ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について
(対象期間：令和7年8月～令和8年1月)
 - (3) 抽出案件の審議
 - ・制限付一般競争入札 3件
 - ・通常指名競争入札 2件
 - ・随意契約 1件
 - (4) その他

「期間内の発注状況等報告」

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-15	下水第13号	笹神高田船居処理分区公共ます設置工事	土木	-	-	-	上下水道局 (下水道)	0
<p>「質問・意見」</p> <p>1 入札不調となった理由は。</p> <p>2 再入札したか。</p> <p>3 積算単価が実態と乖離しているのか。</p> <p>4 このような工事に対し、今後も県の単価で積算すると入札不調になることが懸念される。</p>					<p>「回答」</p> <p>1 県の基準で積算したが、その設計額では受注できないということで、入札する前に全ての指名業者が辞退した。</p> <p>2 工事内容が住宅への公共ます引込み工事であったことから再入札する暇もなく、近隣で下水道工事を行っている業者に設計変更を依頼し施工した。</p> <p>3 本件は比較的小規模な工事であるため、県の基準で積算した結果、工事内容に見合った価格よりも安い金額となった可能性が考えられる。</p> <p>4 入札不調とならないよう、積算方法については今後の検討事項である。</p>			

「指名停止の状況報告」

<p>「質問・意見」</p> <p>1 指名停止期間は始期・終期も県と同一か。</p> <p>2 県の指名停止情報はどのように把握しているか。</p> <p>3 指名停止期間はどのように決まっているか。</p>		<p>「回答」</p> <p>1 阿賀野市が指名停止を決定した翌日を始期とし、県と同じ期間を指名停止とする。よって始期・終期までは同一ではない。</p> <p>2 県が県内市町村へメールで通知する。その情報が届いた場合は県のホームページで指名停止情報を確認する。</p> <p>3 指名停止の理由ごとに「何か月以上何か月以内」といった期間が例規で定められている。過去の類似案件の指名停止期間を参考に、指名停止期間を決定する。</p>	
---	--	--	--

「抽出案件」

制限付一般競争入札 (A) 【3 件】

No.	工事 番号	工事名	工事 種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加者数
A-10	建第 45 号	北新町砂山線 (無名橋 67)	土木	-	-	-	建設課	2
A-15	建第 50 号	ほか橋梁修繕 工事		(株) 井上 土木	7,997,000 円	97.1%		4
抽出理由 (本間委員)					「回答」			
<p>A-10 の入札中止になった工事が A-15 と思われるが、中止となった A-10 の再入札となった理由と、再入札辞退した理由と、2 者とも辞退したのかを知りたいため。</p> <p>A-15 の入札参加者数は 4 者だが、A-10 で辞退した 2 者は含まれているのか知りたい。</p>					<p>本案件は橋梁のコンクリート部材を補修する工事である。設計について、補修材は一般に市販されている単価資料等を参考にしたが、それ以外は全て県の積算基準に準じて設計した。</p> <p>A-10 では経費の部分で若干市の設計より上まったことにより、1 回目の入札が不調となった。再入札で 1 回目の入札価格より下げることができなかつたため、2 者とも辞退した。</p> <p>A-15 では設計内容を変えず、入札参加要件を変えて発注した。辞退した 2 者は要件に合致せず参加はしていない。</p>			
「質問・意見」								
1 A-10 で参加要件を B,C ランクとして不調となったため、A-15 では参加要件を A ランクとしたのか。					1 その通りである。参加要件のランクのみを変更し、設計内容は変えていない。			
2 なぜ最初は B,C ランクに設定したのか。					2 本件は 1,000 万円以下の土木工事であることから、当初は B,C ランクが適切と考えて参加要件を設定した。			
3 なぜ A ランクに変えた結果落札できたのか。					3 A ランクの業者はある程度の資本力を有するため、金額を下げる余裕があったのではないかと考える。			

No.	工事 番号	工事名	工事 種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加者数
A-13	公園工 第4号	大荒川用水 スクリーン 設置工事	鋼構 造物	(株)新東 エンジニア	4,840,000円	97.3%	公園管理 事務所	1
<p>抽出理由（本間委員）</p> <p>入札参加者数が1者のみなので、よほど特殊な工事内容なのか知りたい。</p> <p>見積をあらかじめ取っているが、見積もりを取ったのは、この参加した1者なのか。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 今回受注した業者以外からも見積を取ったということか。</p> <p>2 なぜ不参加だったのか。</p> <p>3 今後の業者選定の参考とするため、不参加の理由を聞いた方がよいと考える。</p>					<p>「回答」</p> <p>本案件は瓢湖の水路に設置されているスクリーンを交換する工事である。設備の製作・据付など専門性の高い工事であることから、一般土木工事と比較して対応可能な事業者が限定的になる可能性があった。そのため、地域要件を「新発田又は新潟地域振興局管内」と広く設定したが、結果的に1者のみの参加となった。</p> <p>予定価格を設定するための見積は、他自治体で実績のある業者2者に依頼し、予定価格を設定した。</p> <p>1 その通りである。しかし入札には不参加であった。</p> <p>2 理由までは聞いていない。見積を提出した業者に対しては入札公告を出したことを連絡しているが、入札への参加を強制するものではない。</p> <p>3 検討事項とする。</p>			

通常型指名競争入札 (C) 【2 件】

No.	工事 番号	工事名	工事 種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加者数
C-11	生涯工 第 5 号	笹神屋内運 動場照明設 備改修工事	電気	(有) 京ヶ瀬電気	3,318,400	52.7%	生涯学習課	5
<p>抽出理由（本間委員）</p> <p>通常指名競争入札の中で一番落札率が低い案件のため。</p> <p>どうしてこれほど低い金額で落札できたのか、また他の入札参加者も全体的に低い価格で入札したのか、入札結果が知りたい。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 最低制限価格等を設定していない案件であるが、ヒアリングの結果、問題ありと判断した場合は契約しないことが可能なのか。規約等の根拠はあるのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>本件は著しく低い金額での入札だったことから、落札者決定前に候補者に対してヒアリングを実施した。内訳書を確認したところ、市の設計より照明資材の単価と諸経費が安価だったことから、この 2 点について質問を行った。</p> <p>照明資材は設計と同等品以上のものを選定しているため品質に問題は無く、利益分を上乗せした金額を計上していると回答があった。また現場が近いため現場事務所が不要な点、現場作業も 1 週間程度で対応可能であるため特別な経費もかからない点、下請けを使わず直営で施工する点で、諸経費を低く抑えることができると回答があった。なお、会社としての利潤も確保し、従業員への法定福利費等のしわ寄せも無いことを確認した。以上のことから、候補者を落札者に決定することとした。</p> <p>他の参加者の入札金額は、2 位が 4,980,000 円で 92.2%、また 5 位以下は予定価格を上回っている。よって落札した業者のみが著しく低い金額で入札したといえる。</p> <p>1 工事において著しく低い金額での入札があった場合は、落札を保留し、当該業者を落札候補者として扱い、ヒアリングを実施している。この運用に規約等の根拠はないが、低入札価格調査制度を準用している。</p> <p>ヒアリングの結果、市が要求する仕様を満たしていないことが判明した場合や、金額の入力誤りであった場合は、その入札を無効とする場合がある。</p> <p>なお、国からの要請もあり、著しく低い金額での入札に関する運用ルールを今後定める予定である。</p>			

No.	工事 番号	工事名	工事 種別	請負 業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加者数
C-14	財工第 1号	庁内無線 LAN 環境整備工事	電気	(株) 丸山電業社	7,656,000	93.7%	企画 財政課	5
<p>抽出理由（本間委員）</p> <p>今までも無線 LAN を使用しているのではと思われるが、金額もそれなりに高額なので、今回の工事内容はどのようなものなのか知りたいため。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 C-11, C-14 共に予定価格を上回っている業者がいるが、どのように予定価格を設定したのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>阿賀野市本庁舎において、災害用の無線 LAN は整備済だが、日常業務で使用する無線 LAN は整備していない。本工事において業務用の無線 LAN 環境を整備し、令和 8 年度中に使用可能となる見込みである。</p> <p>1 C-11 は国の積算基準で設計した。照明資材のみ設計単価がないため、一般的に流通している資材の見積で積算した。</p> <p>C-14 は業者からの見積で予定価格を設定した。</p>			

随意契約 (D) 【1件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加者数
D-3	下 維 工 第 5 号	安田浄化センター帳票クライアントPC更新工事	機械器具設置	横河ソリューションサービス(株) 新潟営業所	41,800,000	86.52%	上下水道局 (下水道)	1
<p>抽出理由 (本間委員)</p> <p>随意契約は落札率が100%であることが多いが、この契約のみ落札率が100%ではないため。</p> <p>先に見積をとっているが、見積をとったのも請負業者かどうか、予定価格＝見積価格か知りたい。</p> <p>「質問・意見」 なし</p>					<p>「回答」</p> <p>阿賀野市財務規則第129条第3項による1者随意契約の場合は、同規則第164条の規定により予定価格を設定せず参考見積の金額で契約することが可能である。また参考見積によって予定価格を設定した場合についても、同額の見積金額が提示される場合が多いため、1者随意契約は落札率が100%になりやすい。</p> <p>本案件は予定価格を設定するための参考見積を請負業者1者から徴取し、参考見積額を予定価格としている。その後、本見積を徴取した結果、予定価格よりも安い金額が提示されたため、落札率が100%とならなかったものである。</p> <p>なお、落札者は対象施設の年間保守も担っていることから、企業努力により価格を下げ見積書を提出したと考えられる。</p>			